

一般社団法人山梨県冷凍空調設備保安協会 会則

(目的)

1. 当法人は、高圧ガス保安法の趣旨に基づき、冷凍空調機器及び冷暖房機器の自主的保安を図り、事故の発生を未然に防止することにより広く社会に貢献し、かつ会員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。
2. 行政庁との連絡をとり、会員に対し行政庁の指導方針の周知徹底を図るためその連絡に関する事業
3. その他前条の目的を達成するため必要な事業

(会員及び種別)

1. 当法人の会員は山梨県内に事業所を有し、冷媒ガス使用の冷凍冷蔵機器、冷暖房機器修理及び販売又は設備工事を行うもので、当法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体をもって構成する。
2. 当法人の会員は次の2種とする。
 - (1) 正会員 冷媒ガス使用の冷凍冷蔵機器、冷暖房機器の修理、及び販売又は設備工事を行うもので、当法人の趣旨に賛同するもので理事会で承認されたもの
 - (2) 準会員 正会員の資格のないもので、理事会で承認されたもの
3. 当法人の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申込み、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

1. 会員は本会が定める所により、入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 会費は、本会の指定する金融機関へ振り込むものとする。
その際の振込手数料は、振込人負担とする。
入会金 50,000 円
会 費 年間 60,000 円(月額 5,000 円) 一括払可(分割も可)
振込先 山梨中央銀行 柳町支店 普通 5 5 7 4 1 3
一般社団法人 山梨県冷凍空調設備保安協会
3. 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(改廃)

1. この会則の改廃は、総会の承認を得なければならない。